様式第６号（第６条関係）その１

請求書（選挙運動用自動車の使用）

　平生町議会議員及び平生町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例第４条の規定により、次の金額の支払を請求します。

年　　月　　日

平生町長　様

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 氏名又は名称 | ㊞ | |
| 住所 |  | |
| 法人の場合はその代表者の氏名 | | ㊞ |

記

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 請求金額 |  | | |
| 内訳 | 別紙請求内訳書のとおり | | |
| 選挙名 | 年　　月　　日執行　　　平生町　　　　　　　　　選挙 | | |
| 候補者氏名 |  | | |
| 金融機関名 |  | 本・支店名 |  |
| 金融機関コード |  | 支店コード |  |
| 預金種別 |  | 口座番号 |  |
| ふりがな |  | | |
| 口座名 |  | | |

備考

１　この請求書は、候補者から受領した選挙運動用自動車使用証明書（燃料代の請求の場合には、このほかに自動車燃料代確認書及び給油伝票（燃料の供給を受けた日付、燃料の供給を受けた選挙運動用自動車の自動車登録番号のうち自動車登録規則（昭和４５年運輸省令第７号）第１３条第１項第４号に規定する４けた以下のアラビア数字又は車両番号のうち道路運送車両法施行規則（昭和２６年運輸省令第７４号）第３６条の１７第１項第４号若しくは第３６条の１８第１項第３号に規定する４けた以下のアラビア数字、燃料供給量及び燃料供給金額が記載された書面で、燃料供給業者から給油の際に受領したものをいう。）の写し）とともに選挙の期日後速やかに提出してください。

２　候補者が供託物を没収された場合には、平生町に支払を請求することはできません。

３　燃料代の請求は、契約届出書に記載された選挙運動用自動車に供給したもので、自動車燃料代確認書に記載された「確認金額」の範囲内に限られています。

様式第６号（第６条関係）その１（別紙）

請求内訳書（自動車）

|  |  |
| --- | --- |
| 選挙名 | 年　　月　　日執行　　　平生町　　　　　　　　　選挙 |
| 候補者氏名 |  |

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 使用年月日 | 運送金額(イ) | 基準限度額(ロ) | 請求金額 | 備考 |
|  | 円×1台  ＝　　　　　　　円 | 64,500円×1台  =　64,500円 |  |  |
|  | 円×1台  ＝　　　　　　　円 | 64,500円×1台  =　64,500円 |  |  |
|  | 円×1台  ＝　　　　　　　円 | 64,500円×1台  =　64,500円 |  |  |
|  | 円×1台  ＝　　　　　　　円 | 64,500円×1台  =　64,500円 |  |  |
|  | 円×1台  ＝　　　　　　　円 | 64,500円×1台  =　64,500円 |  |  |
| 計 |  |  |  |  |

備考　「請求金額」欄には、(イ)又は(ロ)のうちいずれか少ない方の額を記載してください。